特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	健康管理(健康増進) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明和町は、健康増進事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

明和町長

公表日

令和7年7月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	<mark>後の名称 健康増進事業の実施に関する事務</mark>				
②事務の概要	健康増進法に基づき、各種がん検診、健康教育、健康相談、訪問指導等の各種健康づくりのための事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 (1)検診及び健康診断の結果の記録管理に関する事務 (2)健康相談、訪問指導及びその他保健指導に関する事務 (3)健康づくり事業対象者の把握及び記録管理に関する事務 特定個人情報提供、情報照会に関する検診内容 ・歯周病検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、がん検診の情報				
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル名					

健康増進事業情報ファイル

3. 個人番号の利用

	1 番号法第9条 第1項 別表111の項
1-11-	2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	律第19条第8号に基 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号	づく利用特定個 及び行政手続I	における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法人情報の提供に関する命令第2条の表139の項における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法人情報の提供に関する命令第2条の表139の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	住民ほけん課
②所属長の役職名	住民ほけん課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	総務課 三重県多気郡明和町馬之上945番地 0596-52-7111				
8. 特定個人情報ファイル(の取扱いに関する問合せ				
連絡先	連絡先 住民ほけん課 三重県多気郡明和町馬之上945番地 0596-52-7116				
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した					
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上				
	いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点				
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満] <選択肢> 1)500人以上 2)500人未満				
	いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故					
	内に、評価実施機関において特定個 ける重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし				

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
<選択肢>							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーク	システム <mark>を通</mark> じた	入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[十分である)]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である)]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネット	-ワークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である	o]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	o]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である)	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢>				
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	特定個人情報を含む書類の保管は、施錠できる書棚に保管しており、特定の職員以外は閲覧できないようになっている。また、書類を廃棄する際には、特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行っている。以上のことから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考える。				
9. 監査					
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えら れる対策	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 択肢> (1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 (2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 (3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 (4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 (5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) (5) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 (7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 (7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 (8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 (9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>				
判断の根拠	限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月15日	I . 5. ②所属長	長寿健康課長 小池 弘紀	長寿健康課長 菅野 由美	事後	
平成29年6月15日	Ⅱ.1対象人数	平成26年10月31日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	
平成29年6月15日	Ⅱ. 2取扱者数	平成26年10月31日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	
	【 I 関連情報】 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署 ②所属長の役職	①長寿健康課 ②長寿健康課長 菅野 由美	①健康あゆみ課 ②健康あゆみ課長	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ.1対象人数	平成29年5月31日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ. 2取扱者数	平成29年5月31日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ.1対象人数	平成30年4月1日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ. 2取扱者数	平成30年4月1日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策	記載なし	Ⅳリスク対策に記載のとおり	事後	
令和2年10月19日	I -7-請求先	総務課	総務防災課	事後	
令和2年10月19日	Ⅱ-1. 一時点日欄	令和1年5月31日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年10月19日	Ⅱ-2. 一時点日欄	令和1年5月31日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和3年8月20日	Ⅱ-1. いつ時点日欄	令和2年10月1日 時点	令和3年8月20日 時点	事後	
令和3年8月20日	Ⅱ -2. いつ時点日欄	令和2年10月1日 時点	令和3年8月20日 時点	事後	
令和4年2月28日	I −1. ①事務の名称	成人検診 事務	健康増進事業の実施に関する事務	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月28日	I -1. ②事務の概要	健康増進法に基づき、市町村が実施した健康診査、がん検診等の情報を管理する	健康増進法に基づき、各種がん検診、健康教育、健康相談、訪問指導などの各種健康づくりのための事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 (1)検診及び健康診断の結果の記録管理に関する事務 (2)健康相談、訪問指導及びその他保健指導に関する事務 (3)健康づくり事業対象者の把握及び記録管理に関する事務	事前	
令和4年2月28日	I -2. 特定個人情報ファイル名	1. がん検診結果、2. 健康診査結果	健康増進事業情報ファイル	事前	
令和4年2月28日	I-3. 個人番号の利用	・番号法第9条 第1項 別表第一の76の項	番号法第9条 第1項 別表第一 項番76 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条	事前	
令和4年2月28日	I-4. ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年2月28日	I -4. ②法令上の根拠		番号法第19条第8号 別表第二項番102の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第50条	事前	
令和4年2月28日	Ⅱ-1. いつ時点日欄	令和3年8月20日 時点	令和4年2月28日 時点	事前	
令和4年2月28日	Ⅱ -2. いつ時点日欄	令和3年8月20日 時点	令和4年2月28日 時点	事前	
令和4年6月17日	I -4-②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番102の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第50条	番号法第19条第8号 及び別表第二 【情報照会の根拠】 別表第二 102の2項、別表第二省令 第50条 【情報提供の根拠】 別表第二 102の2項、別表第二省令 第50条	事後	
令和4年6月17日	Ⅱ-1. いつ時点日欄	令和4年2月28日 時点	令和4年6月17日 時点	事後	
令和4年6月17日	Ⅱ -2. いつ時点日欄	令和4年2月28日 時点	令和4年6月17日 時点	事後	
令和5年7月7日	Ⅱ-1. いつ時点日欄	令和4年6月17日 時点	令和5年7月7日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月7日	Ⅱ -2. いつ時点日欄	令和4年6月17日 時点	令和5年7月7日 時点	事後	
令和6年12月20日	I-3. 個人番号の利用	番号法第9条 第1項 別表第一項番76 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第54条	番号法第9条 第1項 別表第一項番111 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第55条	事後	
令和6年12月20日	I -4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 【情報提供の根拠】 別表第二102の2項、別表第二省令 第50 条 【情報提供の根拠】 別表第二102の2項、別表第二省令 第50条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表139の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表139の項	事後	
令和6年12月20日	I -5. ①部署	健康あゆみ課	住民ほけん課	事後	
令和6年12月20日	I-5. ②所属長の役職名	健康あゆみ課長	住民ほけん課長	事後	
令和6年12月20日	I -7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務防災課	総務課	事後	
令和6年12月20日	I -8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	健康あゆみ課	住民ほけん課	事後	
令和6年12月20日	IV − 8. 人手を介在させる作業	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式変更に伴う追記
令和6年12月20日	IV −11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式変更に伴う追記
令和7年7月1日	I-3. 個人番号の利用	番号法第9条 第1項 別表第一項番111 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第54条	番号法第9条 第1項 別表111の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省 令で定める事務を定める命令第54条	事後	
令和7年7月1日	I -4. ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表139の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表139の項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表139の項【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表139の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月1日	Ⅱ-1. いつ時点日欄	令和4年6月17日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	
令和7年7月1日	Ⅱ -2. いつ時点日欄	令和4年6月17日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	
令和7年7月1日	IV - 8. 判断の根拠 	申請者からマイナンバーの提供を受け、記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。	定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを 行っている。以上のことから、人為的ミスが発生する リスクへの対策は「十分である」と考える。		
令和7年7月1日	Ⅳ - 11. 判断の根拠	つ看は10・ハスリート寺を週切に官埋し、離席	アクセス権限の管理を行い、アクセス権限を持つ者はID・パスワード等を適切に管理しているため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。		